

議案第16号

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について、別紙のとおり
議決を求めます。

平成28年3月19日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

◇鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 博物館の分掌事務から、山陰海岸学習館に係るものを削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(内部組織及び分掌事務)	(内部組織及び分掌事務)
第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。	第2条 博物館に、総務課、学芸課及び美術振興課を置く。
2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 各課の分掌事務は、次のとおりとする。
総務課 略	総務課 略
学芸課	学芸課
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
	(4) 山陰海岸学習館に係る資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
	(5) 山陰海岸学習館に係る資料の利用の指導、助言及び普及に関すること。
(4) 略	(6) 略
美術振興課 略	美術振興課 略
(許可申請)	(許可申請)
第8条 条例 <u>第6条第1項第2号</u> の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。	第8条 条例 <u>第7条第1項第2号</u> の許可を受けようとする者は、様式第4号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。
2 条例 <u>第6条第1項第4号</u> の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。	2 条例 <u>第7条第1項第4号</u> の許可を受けようとする者は、様式第5号による許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。
様式第1号（第7条関係）	様式第1号（第7条関係）
(表面)	(表面)
略	略
備考 略	備考 略
(裏面)	(裏面)
<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 博物館の施設又は資料を <u>毀損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例 <u>第6条</u> の規定を遵守すること。	<input type="checkbox"/> 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 博物館の施設又は資料を <u>き損し</u> 、若しくは汚損し、又はそのおそれがないこと。 <input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になる利用ではないこと。 <input type="checkbox"/> 利用に当たっては、鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例 <u>第7条</u> の規定を遵守すること。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 烏取県立博物館の設置及び管理に関する条例
第5条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

注

- 1 略
- 2 烏取県立博物館の設置及び管理に関する条例
第6条第2項第3号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

本議案は、平成28年2月定例会議案第55号「鳥取県立博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」（以下「条例議案」という。）が可決され、鳥取県知事により公布されることが前提であり、条例議案が可決され、鳥取県知事により公布された場合に適用する。